

国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 令和5年度の老齢基礎年金の額は、名目手取り賃金変動率がプラスで物価変動率のプラスを上回ったことから、令和5年度において67歳以下の人（昭和31年4月2日以降生まれの人）は名目手取り賃金変動率を、令和5年度において68歳以上の人（昭和31年4月1日以前生まれの人）は物価変動率を用いて改定され、満額が異なることになったため、マクロ経済スライドによる調整は行われなかった。
- B 令和5年度の実際の国民年金保険料の月額、平成29年度に引き上げが完了した上限である16,900円（平成16年度水準）に、国民年金法第87条第3項及び第5項の規定に基づき名目賃金の変動に応じて改定された。
- C 保険料の4分の3免除、半額免除及び4分の1免除の規定により、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料について、追納を行うためには、その免除されていない部分である残余の額が納付されていなければならない。
- D 昭和36年4月1日から平成4年3月31日までの間で、20歳以上60歳未満の学生であった期間は、国民年金の任意加入期間とされていたが、その期間中に加入せず、保険料を納付しなかった期間については、合算対象期間とされ、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算に関しては保険料納付済期間に算入されない。
- E 保険料の全額免除期間については、保険料の全額免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料をその後追納しなくても老齢基礎年金の年金額に反映されるが、それは免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用について国庫が負担しているからであり、更に、平成15年4月1日以降、国庫負担割合が3分の1から2分の1へ引き上げられたことから年金額の反映割合も免除の種類に応じて異なっている。

A3-5

1	月 日	2	月 日	3	月 日	4	月 日	5	月 日
Time	分 秒								

- A 新規裁定者と既裁定者の年金額が異なることを理由として、マクロ経済スライドによる調整を行うか否かを判断することはありません。誤りです（法27条の4ほか）。 テキスト P233～235
- 参考** 令和5年度は、名目手取り賃金変動率が+2.8%、物価変動率が+2.5%であり、マクロ経済スライドによる調整は、調整率が-0.3%、前年度の特別調整率が-0.3%（前年度からのキャリアオーバー分）であったことから、-0.6%でした。これにより、新規裁定年金の改定は、算出率（+2.2%）、既裁定年金の改定は、基準年度以後算出率（+1.9%）を基準とし、令和4年度の改定率は新規裁定者に係るもの、既裁定者に係るものいずれも0.996であったため、令和5年度の新規裁定者に係る改定率は $0.996 \times 1.022 = 1.018$ 、既裁定者に係る改定率は $0.996 \times 1.019 = 1.015$ となり、満額が異なることとなりました。
- B 令和5年度の国民年金保険料の月額、令和元年度以後の法定額である17,000円に保険料改定率を乗じて得た額とされ、当該保険料改定率は、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に名目賃金変動率を乗じて得た率を基準として改定します。法定額について、「平成29年度に引き上げが完了した上限である16,900円（平成16年度水準）」としている本肢は、誤りです（法87条3項・5項ほか）。 テキスト P70、71
- 参考** 算定した保険料の額に5円未満の端数が生じたときは切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときは10円に切り上げます。
- C 「追納の要件」に関する正しい記述です。被保険者又は被保険者であった者は、厚生労働大臣の承認を受け、4分の3免除、半額免除又は4分の1免除の規定により保険料の一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（残余の額を納付している場合に限ります）の全部又は一部につき追納することができることとされています（法94条1項）。 テキスト P95
- D 「平成4年3月31日」とあるのは「平成3年3月31日」です。20歳以上60歳未満の学生は、平成3年3月31日までは、強制加入ではなく、任意加入とされていたので、その期間中に加入せず、保険料を納付しなかった期間については、合算対象期間とされます（法附則9条1項）。 テキスト P38、122
- E 国庫は、原則として基礎年金の給付に要する費用の2分の1を負担することとされていますが、平成16年改正前の負担割合は3分の1とされていました。この負担割合の引上げは段階的に行われ、平成21年度以降国庫負担割合が2分の1へ引き上げられました。なお、特定年度（平成26年度）以後安定財源が確保され、国庫負担の割合が恒久的に2分の1となっています。本肢は、「平成15年4月1日以降」としているのが、誤りです（法85条1項）。 テキスト P105、129